

第2 盛岡市保健所の設置

保健所は、地域保健法第5条第1項により、都道府県、政令指定都市、中核市、その他の政令で定める市又は特別区が設置することとされており、「盛岡市保健所整備方針」に基づき設置が進められました。

盛岡市保健所は、高齢者健康相談等を始めとする各種の保健活動に加え、保健衛生に関する専門的な対応と医事・薬事、食品衛生、生活衛生等の監視指導や地域の健康課題に対する調査、研究、企画調整業務等を総合的に推進します。

盛岡市保健所と保健センターの歩み

昭和33年7月5日	民生部 衛生課（庶務・環境衛生・予防衛生各係）・保険課（庶務・給付・保険税各係）＜盛岡市事務分掌規則（S28年規則第34号）廃止＞
昭和34年4月1日	民生部 環境衛生課（庶務・環境衛生各係）・保健課（庶務・給付・予防衛生各係）
昭和37年6月1日	民生部 環境衛生課（環境衛生・清掃各係）・保健課（庶務・保健・国保・予防各係）
昭和46年4月1日	厚生部 衛生課（管理・保健・予防各係）
昭和50年4月1日	保健衛生部 衛生課（管理・保健・予防各係）
昭和51年12月1日	盛岡市夜間急患診療所開設（中ノ橋際，少年センター内）
昭和54年6月1日	盛岡市保健センター設置（肴町2-8，働く婦人の家4階部分，衛生課保健係主体）
昭和57年2月6日	盛岡市夜間急患診療所移転（若園町2-18，若園分庁舎1階）
昭和62年11月1日	盛岡市保健センター及び盛岡市夜間急患診療所を肴町庁舎で供用開始（肴町2-29）
昭和63年4月1日	衛生課が廃止され，保健センターに管理・保健医療・予防・保健指導第一・第二の5係設置（所長-課長級）
平成4年4月1日	都南村との合併により，都南総合支所に保健課が増設となる。
平成6年4月1日	都南総合支所の保健課が保健センターに移転統合し，保健管理課と健康推進課の2課制となる（所長-次長級）
平成9年4月1日	機構改革により保健福祉部所属となる。保健センターの一部事務を他課に移管し2課制を廃止
平成11年12月1日	盛岡市飯岡地区保健センター設置
平成18年1月10日	玉山村との合併にともない，健康福祉課（玉山）と一部事業を統合
平成20年4月1日	盛岡市保健所の設置にともない，その機能を移す 企画総務課，健康推進課，保健予防課，生活衛生課の4課体制となる
平成21年4月1日	盛岡市高松地区保健センター設置
平成29年4月1日	盛岡市保健所庁舎内に子ども未来部設置 機構改革により健康推進課が子ども未来部母子健康課と保健所健康増進課に分割 企画総務課，健康増進課，保健予防課，生活衛生課の4課体制となる